

工事情報共有システム試行対象工事の拡大について

適用: 令和元年7月1日以降に入札公告を行う工事

◆目的

工事情報共有システムの利用を促進し、更なる書類の簡素化及び業務の効率化を図ることを目的とする。

◆対象工事及び試行方法

建設交通部発注工事において「受注者希望型」として試行拡大。但し、営繕工事は除く。

※維持修繕工事及び小規模工事等において、工事情報共有システムの使用が適さないものについては、対象外とする。

◆工事成績評定

工事情報共有システムを利用した工事について、「創意工夫」で加点。

